

環境省施策体系

施 策 体 系		各施策に含まれる目標の名称
施策(評価対象単位)		
環境 省 の 使 命	1.地球温暖化対策の推進	1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり 1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制 1-3. 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 1-4. 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進
	2.地球環境の保全	2-1. オゾン層の保護・回復 2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力 2-3. 地球環境保全に関する調査研究
	3.大気・水・土壤環境等の保全	3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む) 3-2. 大気生活環境の保全 3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む) 3-4. 土壤環境の保全 3-5. ダイオキシン類・農薬対策 3-6. 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)
	4.廃棄物・リサイクル対策の推進	4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 4-6. 凈化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理 4-7. 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組 5-2. 自然環境の保全・再生 5-3. 野生生物の保護管理 5-4. 動物の愛護及び管理 5-5. 自然とのふれあいの推進 5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)
	6.化学物質対策の推進	6-1. 環境リスクの評価 6-2. 環境リスクの管理 6-3. 国際協調による取組 6-4. 国内における毒ガス弾等対策
	7.環境保健対策の推進	7-1. 公害健康被害対策(補償・予防) 7-2. 水俣病対策 7-3. 石綿健康被害救済対策 7-4. 環境保健に関する調査研究
	8.環境・経済・社会の統合的向上	8-1. 経済のグリーン化の推進 8-2. 環境に配慮した地域づくりの推進 8-3. 環境パートナーシップの形成 8-4. 環境教育・環境学習の推進
	9.環境政策の基盤整備	9-1. 環境基本計画の効果的実施 9-2. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 9-4. 環境情報の整備と提供・広報の充実
	10.放射性物質による環境の汚染への対処	10-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 10-3. 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策

評価実施計画

目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（平成24年3月27日）政策評価各府省連絡会議了承及び従来の重点的評価実施計画の考え方を踏まえて、環境省施策体系において評価を実施する年度を下記のとおり計画的に実施することとする。

施 策 名	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	(参考) 平成28 年度
1. 地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	○	○
2. 地球環境の保全			○			○
3. 大気・水・土壤環境等の保全	○		○		○	
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		○		○		○
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	○		○		○	
6. 化学物質対策の推進		○		○		○
7. 環境保健対策の推進		○			○	
8. 環境・経済・社会の統合的向上	○		○		○	
9. 環境政策の基盤整備	○			○		
10. 放射性物質による環境の汚染への対処	—	○	○	○	○	○

評価施策数 5 5 6 5 6 5

(評価の対象)

「○」を付した年度は、通常の評価を行う年度。

空欄となっている年度は、モニタリング評価を行う年度。

(モニタリング評価は、評価書様式の記載すべき内容がある場合は該当する部分の評価を記載することとする。)

「10. 放射性物質による環境の汚染への対処」については、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度評価の対象とする。

(従来の重点的評価実施計画の考え方)

1. 「1. 地球温暖化対策の推進」については、京都議定書の第1約束期間が始まるほか、内閣の重要な政策としての位置付け、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度重点的評価の対象とする。

2. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第1節 環境問題の各分野に係る施策（「3. 大気・水・土壤環境等の保全」から「6. 化学物質対策の推進」）」については、隔年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度重点的評価の対象にすることを考慮し、おおむね3年度毎に重点的評価の対象とする。

3. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第2節 各種施策の基盤となる施策（「7. 環境保健対策の推進」から「9. 環境政策の基盤整備」）」については、上記施策より長期的な視点から評価の重点化を行うことし、3年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「8. 環境・経済・社会の統合的向上」については、最近の市民や地域における取組が重視されていることを踏まえ、隔年度に重点的評価の対象とする。

4. 重点的評価実施計画の計画期間は、現行政策評価基本計画の期間（平成27年度まで）とし、各年度において重点的に評価する施策数は、4施策程度とする。